

平成 29 年 3 月 1 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区永田町二丁目 4 番 8 号

大和ハウスリート投資法人

代表者名 執行役員 川西次郎

(コード番号：8984)

資産運用会社名

大和ハウス・アセットマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 土田耕一

問合せ先 取締役財務企画部長 塚本晴人

TEL. 03-3595-1265

投資証券の発行登録の取下げに関するお知らせ

大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 29 年 3 月 1 日開催の本投資法人役員会において、投資証券の発行登録の取下げ（以下「本件取下げ」といいます。）に関して決議し、本日付で関東財務局長に発行登録取下届出書を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件取下げの対象となる発行登録（以下「本発行登録」といいます。）の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 発行登録書提出日 | 平成 27 年 4 月 9 日 |
| (2) 内国投資証券の形態 | 投資証券 |
| (3) 発行予定額 | 10,000 百万円（注） |
| (4) 発行予定期間 | 発行登録書による発行登録の効力発生日（平成 27 年 4 月 17 日）から 2 年を経過する日（平成 29 年 4 月 16 日）まで |
| (5) 手取金の使途 | 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 1 項における意味を有します。）の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の償還資金、敷金・保証金の返還資金、修繕等の支払資金及び運転資金等に充当 |

（注）本発行登録による投資証券の発行実績はありません。

2. 本件取下げの理由

平成 28 年 9 月 1 日を効力発生日とする、本投資法人を吸収合併存続法人、旧大和ハウスリート投資法人（平成 28 年 9 月 1 日付で本投資法人と合併して解散した大和ハウスリート投資法人をいいます。）を吸収合併消滅法人とする吸収合併後の本投資法人の財務の状況等を勘案した結果、本日付の「国内不動産信託受益権の取得及び貸借に関するお知らせ」にて公表した特定資産の取得資金を本日付の「新投資口発行及び投資

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資証券の発行登録の取下げに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国その他の地域における本投資法人の投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933 年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、本投資法人より入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933 年証券法に基づく投資口の登録も行われません。

口売出しに関するお知らせ」にて公表した新投資口の発行により調達することにしたことから、本発行登録に基づく投資口の発行を実施することはないとの結論に至ったため、本投資法人は本件取下げを行うこととしました。

以 上

- * 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.daiwahouse-reit.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資証券の発行登録の取下げに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

本報道発表文は、米国その他の地域における本投資法人の投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、本投資法人より入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933年証券法に基づく投資口の登録も行われません。